

第2回 電話番号・電話転送サービスに関する連絡会 発表資料

2022年2月10日
(一社) 日本ユニファイド通信事業者協会

目次

- 当協会について
- これまでの取り組み
- 不適正利用の防止に向けた議論



当協会について

名称

一般社団法人 日本ユニファイド通信事業者協会 (JUSA)

設立

2019年

種別

非営利

代表

近藤 邦昭

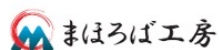
住所

東京都港区虎ノ門1-21-19 東急虎ノ門ビル



JUSA会員

ユニファイド通信サービスを提供する事業者（プロバイダ）で主に構成されている



株式会社まほろば工房
株式会社プロディライト
ブラステル株式会社
株式会社りーふねっと
株式会社三通テレコムサービス
株式会社グラントン
株式会社クロノス
株式会社リンク
日本マイクロソフト株式会社
株式会社ソフツー
有限会社アユコム
リングセントラルジャパン株式会社
ミツイワ株式会社
Twilio Japan合同会社
株式会社アセンド
Dialpad Japan株式会社
株式会社アジャストワン
ブライシス株式会社
ZVC Japan株式会社 (zoom)
ジェイエムエス・ユナイテッド株式会社
インターメディア・テクノロジーズ・ジャパン合同会社
株式会社KDDIウェブコミュニケーションズ
株式会社ネクスウェイ
ソフトバンク株式会社
ビーウィズ株式会社
一社 日本インターネットプロバイダー協会

サービスの健全な普及・促進

1. サービスの普及・啓発活動
2. サービス事業者の参入の手助け・促進・会員間の情報共有等

事業環境整備

3. 国内の法制度・規制に関連した連携・対応
4. ネットワークや電話番号の適切な利用に向けた取り組み
5. サービス品質の標準化・認定制度・事業者や装置の評価等
6. 運用や保守に関するガイドライン等の制定

新しい社会問題への対処

7. 不正利用・犯罪利用の抑止・防止に向けた事業者間連携
8. 消費者へ情報発信・消費者団体等との連携

電話（クラウドPBX）・メール・SMSなどの融合
によりコミュニケーションの円滑化が進む



クラウド
+
IP












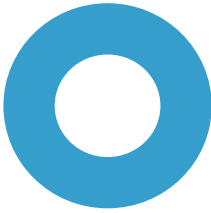

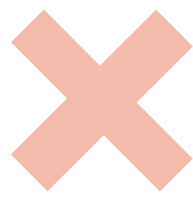
ユニファイド通信
Unified Communications

例：クラウドPBX（法令上の区分：電話転送役務）の特長



1. 停電や台風、大規模災害などに強い
2. 場所にとらわれない働き方（リモートワーク・テレワーク・ワーケーションなど）に必須機能
3. 導入・運用費用が圧倒的に安価
4. 高性能・新しい機能（技術革新）

各PBXの比較

	レガシーPBX	IP-PBX	クラウドPBX
購入費 保守費	高額 	中 	安価 
テレワーク 活用度	困難 <small>転送は高額</small> 	困難 <small>転送は高額</small> 	可 
大規模災害時の業 務継続性	困難 	困難 	可 
利用の歴史	長い 	中 	短 



これまでの取り組み

信頼性向上に向けた取り組み(1)



電話の信頼性向上活動 | JUSA 日本 × +

jusa.jp/antifraud

一般社団法人 日本ユニファイド通信事業者協会 (JUSA)
Japan Unified Communications Service provider Association

Log In

ホーム News 協会紹介 協会活動 カレンダー English

電話サービスの信頼性向上・ 電話を利用した犯罪の撲滅に向けた取り組み

当協会(JUSA)では、通信事業者団体として特殊詐欺等の撲滅、および電話サービスの信頼性向上のために全力で取り組んでまいります。

■特殊詐欺犯罪の撲滅に向けた協会声明を发出了しました。(2019年9月19日)

電話サービスを提供する通信事業者団体として、特殊詐欺の現状に対して強い憂慮を示すと共に、これら犯罪の撲滅に向けて必要な取り組みを会員と共にやっていくことを宣言*しました。

 協会声明

*一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会(JAIPA)との共同声明

■協会での議論

電話サービス事業者として、犯罪抑止および電話サービスの信頼性向上に向けた取り組みとして、協会および会員一丸となり議論を行ってまいります。具体的には下記の課題に対し、関連省庁と相談・連携しながら議論を進め、電話サービスの社会的信頼性確保のための対策を実施していく考えです。議論の結果については、新たな犯罪を助長しない範囲で適宜・適切に公表していく予定です。

■議論テーマ

不正利用の防止

- 電話サービス申込者の本人性確認(身元確認)の審査について

• 2019/9/19

- JAIPA（一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会）と共同で特殊詐欺撲滅に向けた協会声明。

1. 不適正利用の防止

1. 本人確認スキル向上・電話サービスの利用拠点場所の確認手法の向上
2. 番号規則・犯収法等の関連法令の勉強会
3. 申込書標準（例）の作成と取引時確認の品質安定化
4. 悪質な利用者の事業者渡り(複数の事業者を渡り歩くこと)の防止について
5. 電話サービスの不適正利用の検知、利用停止条件等の犯罪抑止について
6. 総務省・警察庁・日弁連等関係団体との意見交換・勉強会等

2. 電話サービス推進・事業者の信頼性向上

1. JUSA識別音（通知音）と警察との連携。
2. 電気通信事業者の法令遵守と事業者認定制度の導入
3. 電話番号の適切な利用・新しい電話サービスを見据えた制度議論
4. 消費者とのコミュニケーションの確保
5. ICT利活用推進に向けた地方自治体との連携



不適正利用の防止に向けた議論

不適正利用の防止（電話を用いた犯罪の防止）には以下のような観点で議論が必要ではないか。

1. 不適正利用を防止する

1. 利用約款等による不適正利用時の対処の明記
2. 悪質な利用の情報交換

2. 法令を遵守する事業者が利益となる

1. 事業者の「良し悪しに見える化」のための電話転送の優良事業者認定制度導入
2. グローバルな制度とも調和した電気通信番号制度と共に、法令を遵守しない事業者の調査や積極的な指導・監督・告発等
（一部の悪質な事業者対策のため業界全体に過度な負担がかかると、善良な事業者の負担ばかりが増加し、「悪貨が良貨を駆逐する」状態になる懸念がある
3. 総務省・業界団体の意見交換による効果的な運用の推進

3. 犯罪・不適正利用発生時の対応

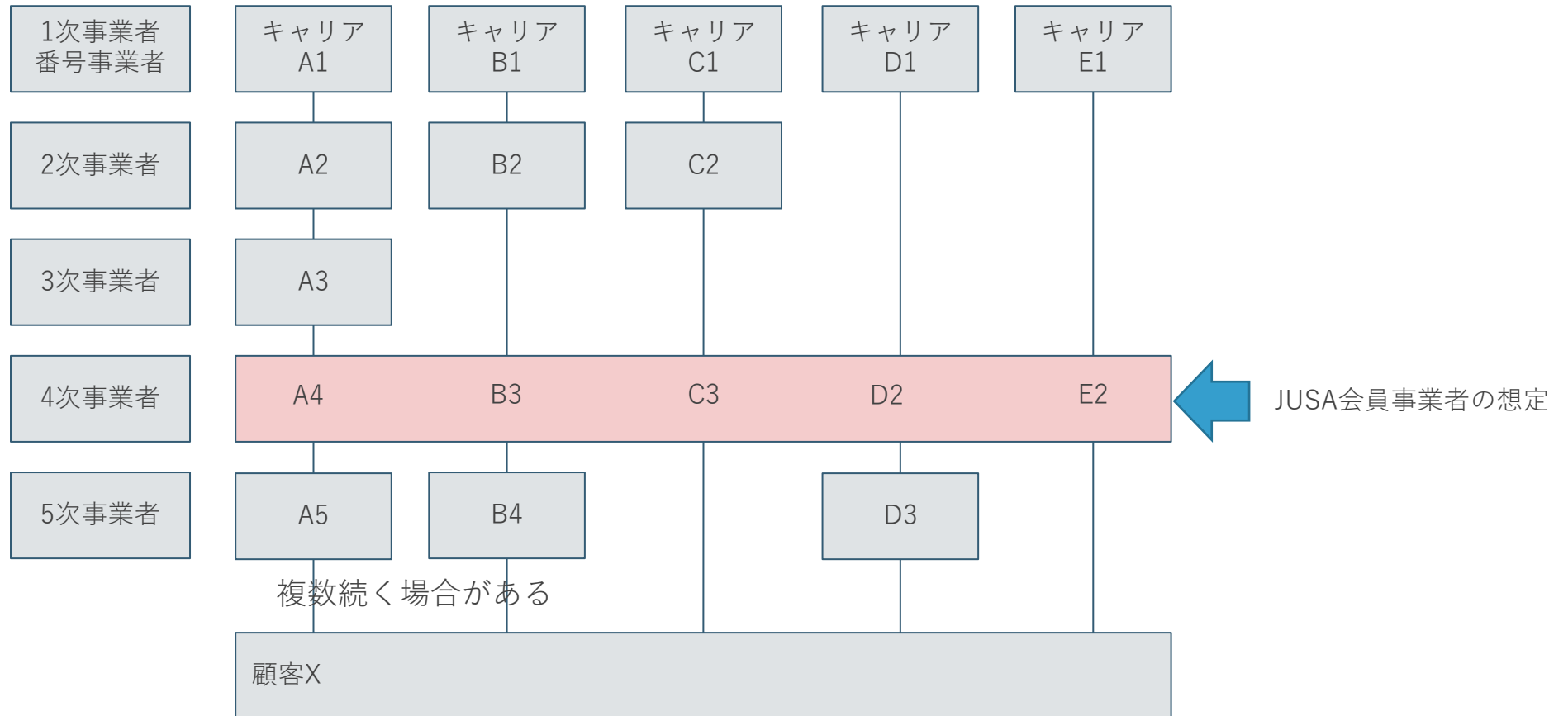
1. 不適正利用された番号の停止を電話転送事業者自らが判断し、実施する仕組み
2. 不適正利用時の対応の迅速化

卸の制約の検討（電話転送役務）

分類	対策案	課題
回数制限	<ol style="list-style-type: none"> 卸回数の制限（別ページ） 	<ol style="list-style-type: none"> 適法なサービスであっても複数回卸の実態が存在する。 事業者自らの商流の位置（自分が何次卸なのか）の把握が困難 番号形態や番号ごとに複数商流が存在するケースは多いため複雑な階層構造ができる（1事業者が全く異なる複数の階層ツリーに属しているケースが多く存在している）
事業利用の禁止	<ol style="list-style-type: none"> 利用約款により電気通信事業利用の禁止 個別契約で卸提供し商流を把握する方法 	<ol style="list-style-type: none"> 無断利用を防げない（卸元事業者の義務とすることは困難）
約款違反時の電話転送役務の停止	<ol style="list-style-type: none"> 利用者の約款違反時の利用停止措置 反社条項違反時の取引の停止 	<ol style="list-style-type: none"> 番号停止制度（総務省・警察庁）の導入が前提。約款変更の必要性。
卸提供時の標準的条件	<p>卸役務の契約時確認項目を示すことで不適正な事業者の契約を防止する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 事業者届出を確認する 番号使用認定取得を確認する 卸先に法令遵守義務を課す。 <ol style="list-style-type: none"> 本人性確認 拠点確認等 卸先に不適正利用発見時の迅速停止の義務を課す 卸先に不適正利用発生時の卸元事業者の調査に対する協力義務 反社条項違反時の取引の停止 不適正利用多発時の解約条項 	<ol style="list-style-type: none"> 事業者届け出は容易に確認可能だが、届出内容の把握は困難。 番号使用認定はみなしについては確認不可。 契約上定義することは可能だが法令遵守状況を事業者が判断することは困難。 迅速停止にあたるケースかどうか判断が困難。フローの定義が必要ではないか（標準フロー） 調査協力は義務だが実効性には各社の努力が必要である。交渉力に依存する部分がある（卸元事業者が交渉上不利な立場の場合もある） 交渉上優位な卸元事業者が調査協力義務を利用して営業活動（競争）や交渉に利用してくる可能性がある。
事業者への情報提供	<ol style="list-style-type: none"> 卸契約締結時に、卸先事業者に対して事業者としての責務を説明する義務 定期講習・勉強会等による事業者の研鑽 	<ol style="list-style-type: none"> 情報提供は可能だが確実性をもって遵守させることは不可能（標準文書等による説明の簡素化が必要） JUSA内部では対応可能。実効性に疑問

卸の形態

1. 卸価格・提供条件・技術的条件・環境の違いなどから電話番号の多段卸は一般的に行われており、悪質事業者のみが多段卸を行っているわけではない。
2. 特に、新しい技術・サービスのケース（例えば電話会議システムやAIによる議事録作成、自動音声会話など）では、各社が技術的・商業的な補完をするために多段卸が行われる傾向がある。（諸外国も同様）日本における技術革新・サービスの芽が削がれないように配慮が必要。
3. 卸の段数等で制限がされる場合は、子会社（関連会社）のカウントを行わないことが必要。





JUSA

一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会